

「和歌山県福祉のまちづくり条例」のあらまし（建築物）

障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できる施設等の整備を促進し、もって県民の福祉の増進に資することを目的としています。

届出の対象となる建物

公共的施設のうち一定規模以上の施設（以下「特定施設」という。）であって、新築・増築・新設(用途変更を含む)等をする建物

整備基準について

整備基準の一部を抜粋しています。用途や面積等によっては、基準が異なる場合があります。詳細については、和歌山県福祉のまちづくり条例「別表第2第1」又は「設計マニュアル」をご確認ください。

手続きについて

工事着手の30日前までに特定施設新築等工事(変更)届出書を提出して下さい。
(整備基準に適合させることが困難である場合は、上記の届出書の提出前に、特定施設整備基準協議書を提出して下さい。)

工事完了後に特定施設新築等工事完了届出書を提出し、完了検査を受けてください。

公共的施設とは？(条例 別表第1より)

社会福祉施設等、病院等、教育文化施設、公益施設、銀行等、神社等、公衆便所、集会場等、火葬場、百貨店等(コンビニエンスストア・薬局・その他の物品販売業を営む店舗等)、飲食店等、サービス業を営む店舗等、学習塾等、一般公共の用に供される自動車車庫、ホテル等、冠婚葬祭施設、展示場等、劇場等、遊技場等、体育館等、公衆浴場、事務所・工場等、共同住宅、公共交通機関の施設等

出入口		有効幅80cm以上	便所	車椅子便所の整備(床面積の確保、L字型手すりの設置、有効幅80cmの扉、手洗いの設置、車椅子便所の表示等)
		円滑に開閉し通過できる戸		車椅子便所以外の便所は、腰掛式又は手すり付き
		段差の解消、水平性の確保		男子用小便器がある場合は、床置き等(病院等及び身体障害者社会参加支援施設等については、加えて手すりの設置)
廊下等	全て	粗面又は滑りにくい材料	車椅子使用者用駐車区画(駐車場ある場合)	一定の用途で1000㎡以上の場合は、乳幼児用椅子及びベッドの設置とその旨の表示
		段差箇所到手すり、点状ブロックの設置等		オストメイト用設備の設置とその旨の表示(用途面積200㎡以下の場合は、簡易型の洗浄装置でも可能)
	1の経路	有効幅120cm以上		350cmの幅の確保
		車椅子の転回スペースの確保(1.4m角)		駐車場が5台以上の場合は、床面に青色塗装と白色シンボルマーク、駐車区画の標識
		段差の解消(傾斜路の設置等)		
		病院等及び身体障害者社会参加支援施設等については、必要に応じて手すりの設置		
		出入口から受付等までの線状・点状ブロック等の設置		
階段	手すりの設置		敷地内の通路	粗面又は滑りにくい材料
	主たる階段は回り段を設けない			段差に手すり、点状ブロックの設置等
	階段上端及び踊り場に点状ブロックの敷設		1の経路	有効幅120cm以上
エレベーター		ある場合は、用途面積に応じて寸法の確保、手すり、点字等の整備		段差の解消(傾斜路の設置等)
		ない場合で、避難階に常時勤務する者がいない場合は、インターホンの設置等		車椅子の転回スペースの確保(1.4m角)
				道から出入口までの線状・点状ブロック等の設置

上記の整備基準以外に、観覧席及び客席、浴室、客室、更衣室及びシャワー室、休憩場所、授乳場所、カウンター及び記載台、公衆電話台、水飲み場、レジ通路、案内板等、避難設備についても設置される場合は別途基準があります。

お問い合わせ先 (和歌山市の建物について)

和歌山市役所都市建設局
都市計画部建築指導課

電話：073-435-1100

メールアドレス：

kenchikushido@city.wakayama.lg.jp

※和歌山市以外の建物については、和歌山県庁又は各振興局にお問い合わせ下さい。

※整備基準に適合させることが困難な箇所については、別途協議のうえ、特定施設整備基準協議書を提出して下さい。